

(別添5)

更新申請時の添付書類一覧

○70歳未満・被用者保険

適用区分	更新申請書類
エ	<ul style="list-style-type: none"> 参加者証(写) 医療保険を確認できる資料★ 本人の住民票(写)★ 医療記録票(1/24以上)(写) 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写) <p>(保険者照会に係る通知1(2)②により、適用区分の変更があつた場合、保険者から通知があるため、更新時に限度額適用認定証等(写)の提出は不要)</p>
オ	<p>< 7月早期 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 参加者証(写) 医療保険を確認できる資料★ 本人の住民票(写)★ 医療記録票(1/24以上)(写) 被保険者の非課税証明書類★ 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写)

○70歳未満・市町村国保

適用区分	更新申請書類
エ・オ	<ul style="list-style-type: none"> 参加者証(写) 医療保険を確認できる資料★ 本人の住民票(写)★ 医療記録票(1/24以上)(写) 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写) <p>(保険者照会に係る通知2(2)①により、適用区分の変更があつた場合、保険者から通知があるため、更新時に限度額適用認定証等(写)の提出は不要)</p>

○70歳未満・国保組合

適用区分	更新申請書類
エ・オ	<p>< 7月早期 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 参加者証(写) 医療保険を確認できる資料★ 本人の住民票(写)★ 医療記録票(1/24以上)(写) 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写) 本人及び世帯全員の課税・非課税証明書類★

●70歳以上75歳未満・被用者保険

適用区分	更新申請書類
Ⅲ (一般所得)	<ul style="list-style-type: none"> 参加者証(写) 医療保険を確認できる資料★ 本人の住民票(写)★ 医療記録票(1/24以上)(写) 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写) <p>(保険者照会に係る通知1(2)②により、適用区分の変更があつた場合、保険者から通知があるため、更新時に税関連書類の提出は不要)</p>
Ⅱ (低所得Ⅱ)	<p>< 7月早期 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 参加者証(写) 医療保険を確認できる資料★ 本人の住民票(写)★ 医療記録票(1/24以上)(写) 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写) 被保険者の非課税証明書類★
Ⅰ (低所得Ⅰ)	<p>< 7月早期 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 参加者証(写) 医療保険を確認できる資料★ 本人及び世帯全員の住民票(写)★ 医療記録票(1/24以上)(写) 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写) 被保険者及び被扶養者の非課税証明書類★

●70歳以上75歳未満・市町村国保

適用区分	更新申請書類
Ⅲ (一般所得)	<ul style="list-style-type: none"> 参加者証(写) 医療保険を確認できる資料★ 本人の住民票(写)★ 医療記録票(1/24以上)(写) 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写) <p>(保険者照会に係る通知2(2)①により、適用区分の変更があつた場合、保険者から通知があるため、更新時に税関連書類の提出は不要)</p>
Ⅱ (低所得Ⅱ) ・ Ⅰ (低所得Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> 参加者証(写) 医療保険を確認できる資料★ 本人の住民票(写)★ 医療記録票(1/24以上)(写) 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写) <p>(保険者照会に係る通知2(2)①により、適用区分の変更があつた場合、保険者から通知があるため、更新時に限度額適用認定証等(写)の提出は要)</p>

●70歳以上75歳未満・国保組合

□75歳以上・後期高齢者医療保険

適用区分	更新申請書類
Ⅲ (一般所得)	<p>< 7月早期 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者証(写) ・医療保険を確認できる資料★ ・本人及び世帯全員の住民票(写)★ ・医療記録票(1/24以上)(写) ・肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票 (写) ・本人及び世帯全員の課税・非課税証明書類★
Ⅱ (低所得Ⅱ) ・ Ⅰ (低所得Ⅰ)	<p>< 7月早期 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者証(写) ・医療保険を確認できる資料★ ・本人及び世帯全員の住民票(写)★ ・医療記録票(1/24以上)(写) ・肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票 (写) ・本人及び世帯全員の課税・非課税証明書類★

適用区分	更新申請書類
Ⅲ (一般所得)	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者証(写) ・後期高齢者医療保険を確認できる資料★ ・本人の住民票(写)★ ・医療記録票(1/24以上)(写) ・肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票 (写) (保険者照会に係る通知3(2)により、適用区分の変更があつた場合、保険者から通知があるため、更新時に税関連書類の提出は不要)
Ⅱ (低所得Ⅱ) ・ Ⅰ (低所得Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者証(写) ・後期高齢者医療保険を確認できる資料★ ・本人の住民票(写)★ ・医療記録票(1/24以上)(写) ・肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票 (写) (保険者照会に係る通知3(2)により、適用区分の変更があつた場合、保険者から通知があるため、更新時に限度額適用認定証等(写)の提出は不要)

※本項の「医療記録票(1/24以上)」とは、医療記録票(様式第6-1及び6-2)と様式第6-2に添付する資料であつて高額療養費算定基準額を超えた月数が過去23月で1月以上であることが確認できるもの一式を指します。

※医療保険／後期高齢者医療保険を確認できる資料については、申請者が加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又はマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」等を指します。

※本資料における「世帯」とは、「保険上(各保険制度上)の世帯」を指しています。

※★が付いている書類は、申請書に対象者分のマイナンバーを記載することで提出を省略可能です。